



Title	北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	中山, 忠彦
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第15289号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89369
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Nakayama_Tadahiko_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（農学）

氏名 中山忠彦

学位論文題名

北海道における農外企業の農業参入の形態と存続要因

一般企業の農業参入は、すでに2000年の農地法改正から徐々に進行していた。それに弾みをつけたのが2002年の農業構造改革特区の制定である。農業生産法人以外の法人による賃貸での農地の権利取得が可能となる農地リース特区制度が開始されたことを契機に、本格的な参入が開始された。リース方式においては地域との協議の必要がなくなり、参入地域も限定することなく農地の権利取得が可能となった。その後、平成の農地改革といわれた2009年の農地法改正によって、農業生産法人（2016年からは農地所有適格法人、以下農業生産法人と記す）の要件緩和も行われた。実質的な企業の農業参入の自由化である。

このような規制緩和政策の流れの中で、企業の農業参入は増加の一途をたどっている。北海道農政部も、農林水産省の指導のもとで農業分野での参入企業を新たな担い手として育てる窓口を設置し、農業参入を希望する企業と企業経営のノウハウを生かしたい生産者や自治体との連携を仲介している。一方で、いったん参入した企業が相当数、撤退していることも事実であり、その際の農地の維持管理についての懸念が未だに大きい。

参入企業の部門を見ると、食品関連産業が注目を集めているが、従来の建設業などの他に植物工場などの新しい業態への参入も現れている。食品関連産業の参入は、バリューチェーンの構築の問題としてとらえられることがあるが、契約農家の存在も大きく、参入企業の分析では完結しない。そこで、ここでは参入企業の存続要因の大きな要素として地域農業を位置づけ、参入企業の形態ごとの差異を明らかにする。参入企業の形態は企業法人経営と共同法人経営に区分する。前者は企業が直接的に農業生産を行う形態であり、経営権が企業にあるものである。後者は農業生産法人のうち、企業が参入しているものの地元農家との分担関係が明確であり、企業の単一支配が行われていない法人である。

第1章「農業政策における農業生産法人の位置づけと企業参入」では、農政における農業生産法人の位置づけの変化と農地リース事業による参入強化について整理している。企業の農業参入規制を積極的に緩和する政策により、企業の農業への直接的参入が増加を見せているのである。企業の農地取得については、規制改革推進会議が農業生産法人への出資制限の緩和を求めているが、農地法による企業に対する出資割合制限が依然として機能している。

第2章「北海道における農外企業の農業参入の動向」では、農業への一般企業の参入の統計データが極めて限られているため、2019年の参入企業の2つのリストをもとに農外企業の参入動向を統計的に確認している。農外企業関連法人は、2005年の65から2019年の217まで152増加している。撤退数は不明であるが、現存法人の農外企業参入時の法人数を累計した各年の数値を比較すると、法人の撤退は少なからずある。農地リース参入法人は2004年から2019年で180となっている。うち、廃業した法人は44、24%、農業生産法人へと移行した法人は34、19%である。存続している法人は102で、存続率は56.7%である。農地リース参入法人の存続率が極めて低いことから、企業法人経営が相当数撤退していることが明らかとなった。

農外企業関連法人と農地リース参入法人を比較すると、参入企業の業種では以前は建設業が

多かったが、前者では食品製造販売業・農産物販売業が 33%を占めるようになり、後者でも食品関連企業が 20%を占めている（農業が最も多いが子会社を設立しての参入のため）。営農形態別では、前者は畑作や畜産などの土地利用型の経営形態が多く（59%）、平均面積は 88ha である。後者は野菜・果樹・複合が多く（65%）、施設野菜型を中心とし、平均面積も 10ha 程度である。参入理由別ではともに新分野への進出による事業多角化が最も高い。原料供給はともに 30%台を示すが、前者は加工原料確保を、後者は流通資本が直営農場により野菜などの供給拠点を形成する姿を想定できよう。

第 3 章「北海道における農外参入企業の区分」では、調査可能であった 12 の農外企業を対象として、企業法人経営と共同法人経営とを実態調査により区分した。その結果、企業法人経営は農地リース参入法人 1 を含め 7 法人であり、存続が 4 法人、撤退が 3 法人である。共同経営法人は 5 法人であり、撤退企業は見られなかった。

企業法人経営（直営農場型）の純粋な姿は植物工場が体現している。土地利用に依存しない工場生産であり、地域農業との関連性はない。純粋に資本力と技術力が経営を左右する。一般の企業法人経営の場合には、親会社のコントロール下で直営農場を営んでいる。その実績が存続の可否を決める。B 社は産地集荷商人への野菜生産供給、C 社は野菜生産と結合したレストラン、D 社は原料ブドウとワイン生産である。ただし、B 社では産地商人が集荷する野菜農家への新品種の普及、C 社は自治体の 6 次産業化の一環、D 社ではワイン特区内での連携、という地域の農家や自治体との連携の側面を有している。

共同経営法人の場合は、会社の運営そのものが地域の農家や農協との関係性の中で行われている。H ファームは美瑛農協と、I 社は地域の異業種交流を、J 社は耕作組合と、L 社は自治体や契約農家群との結合の中で経営を行っている。したがって、一般の企業法人経営よりも地域との関係性が一段階強いということが明らかになっている。

第 4 章「北海道における食品関連企業による農業参入の実態分析」では事例分析により企業法人経営と共同法人経営の比較から、その実態と地域農業の既存システムに与える影響について考察している。企業法人経営タイプの X は、直営農場の収益性が維持できなくとも、垂直統合したバリューチェーンのシステムがうまく作動し、流通段階の収益性に良好な結果を与えれば、本社の利益に貢献すればよいという経営的位置づけにある。したがって、農協や地域農業との調和よりも、契約農家を周辺にうまく配置することによって、企業目的の達成を目指している。

これに対し、共同企業経営タイプの Y は農協や地域農業との調和性を求める姿勢が明確である。事例では、農協の作物別生産部会の主導的農家を巻き込んで農業生産法人を設立し、その法人が部会に加入することで、法人の生産規模を大きく超えた原料調達を実現している。また、産地としても指定した市場での相対契約分が従来の販売に上乗せされて販売量も増加している。農協も苗供給に乗り出すなど産地規模の拡大に寄与している。

終章では、以上を要約したうえで、参入企業の形態差による地域農業との関連の強さを明らかにしている。近年の食品関連企業の分野での参入企業の撤退の動きを見ると、直営農場＝企業法人経営には限界が見えている。これに対し、共同法人経営は地域農業との連携を図り、農協の作物別生産部会を巻き込む戦略をとって存続している。より広く見ても、一般の企業法人経営は直営農場の形態を採るが、さまざまな形で地域農業との関連性をもつものの方が存続している。共同経営法人は運営に地元農家が関与しており、さらに地域農業あるいは農協との強い関連性を有している。したがって、工場型を除けば、農業参入企業の存続には地域農業との関係性が大きな意味を持つと言える。